

P T A 等共済だより

第21号
2014/10/31発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 第4回全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会が開催されました

平成26年10月9日(木)第4回全国高等学校安全互助会連絡協議会の総会及び研究大会が福岡県福岡市で開催され、当室の佐藤補佐と吉谷で参加してまいりました。16団体総勢74名の参加がありました。

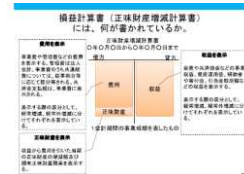
開会行事で当室の佐藤補佐がご挨拶をさせていただき、P T A 等共済法に基づいて実施する共済事業の意義や文科省施策の現状等について説明させていただきました。また、総会の後の研究大会においては、「共済団体の財務諸表等～作成の目的と見方～」をテーマに約1時間程の講義をさせていただきました。財務諸表等の作成については、行政庁に提出する目的の他、外部に開示することの意義と得られる信頼、内部においては、継続する事業として比較や分析の基礎資料となる旨を説明いたしました。そのために、一定のルールに基づいた作成が必要であり、的確な経営判断ができるように、正しい内容を正しく記録することが求められます。講義の中では簡単ではありますが財務諸表の見方についてもふれさせていただきました。



総会で挨拶する
当室の佐藤補佐



総会・研究大会の開催の様子



■ 共済契約締結時における共済契約者又は被共済者（共済加入者）に対する説明

共済約款とは、行政庁が認可した共済規程の一部をなすもので、共済契約に関する事項を記載したものです。民間の保険においても約款や契約のしおり等として、その内容を契約前に説明を受けます。しかし、内容が専門的であったりすることなどから、加入者にとっては、なかなか理解しにくいのが実情かと思われます。共済契約は、共済団体・共済契約者・被共済者などの権利義務を規定して契約の内容を具体的に示したものです。共済契約締結にあたっては、共済規程やパンフレットを配布や説明するなどして、十分な理解を求め、加入をしていただくのが望ましいと思われます。共済約款の内容は、契約者等の個人的な要望や意見によって、その都度変更する性格のものではありません。作成も変更も行政庁の認可が必要なものです。共済契約申込書に「共済約款を承認し、共済契約を締結する」などを明記するのが望ましいと思います。また、共済期間中の共済規程の変更等は、事前に契約者や加入者に対して十分に説明をしましょう。特に共済契約者などに不利益となる取扱いの変更などは、事前の説明や変更するに至った事情や理由を合理的な根拠に基づき示すなどの工夫が必要です。

■ FAQ Q1：共済金請求権の時効は3年ですが、事故発生日から3年とすべきでしょうか。また、3年が経過したら、共済金を支払う必要はないと考えてよいでしょうか。

A1：共済金請求権などの消滅時効については、保険法95条に規定があり3年とされています。また、民法第166条では、消滅時効は、「権利を行使できるときから進行する」としています。「権利を行使できる時」とは、死亡のときは亡くなったとき、後遺障害の場合は、後遺症の認定を受けた時、医療等の場合は、治療が完了した場合や平常の生活に支障がない程度に治ったときになると考えられます。災害が発生したときを起点とした場合、死亡・後遺障害・医療で時効までの日数に違いが出てくることになります。スポーツ振興センターの「災害共済給付」の上乗せとして共済金を給付している場合などは、センターが給付の決定をしたときとするのも合理的な起点であると考えられます。この時効は援用することによって効果が発生します。3年間を経過した後に共済金を支払うことを法的に禁止しているわけではなく、実務においては、時効による請求権の消滅を主張せず支払うことが行われているようです。

Q2：既発生未報告支払備金（IBNR備金）の必要積立額については、共済規程の算出方法書において、事業開始後3年間の計算方法を示しています。4年目からは、どのように取り扱うべきでしょうか。

A2：4事業年度目からは、文部科学省告示第175号第5条の規定に基づき算出することになります。この規定は4年を経過しないと正しく計算できないようになっています。そのため、共済法施行規則第27条第2項の定めに従い、初年度から3年間の計算方法を共済規程（算出方法書）に定めていることとなります。共済規程（算出方法書）のこの定めは、4年目からは効力がなくなるため、経緯としてそのまま残しておいても、4年目以降、共済規程変更のタイミングで削除していただいても構いません。



■ おしらせ ・研修会等を予定している団体は、お早目に御相談ください。
・毎年実施している「共済事業の実施状況に関する調査について」の依頼を都道府県教育委員会宛に行っております。11月17日(月)が提出期限となっております。お手数をお掛け致しますが、P T A や互助会などが行う共済や保険事業全般的な把握に努めております。御理解の上御協力願います。

共済事業認可を御検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会の御担当者様、御相談がありましたら、お気軽にP T A 等共済室まで御連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人 群馬県PTA安全互助会（共済事業開始：平成24年4月）

事務処理におけるパソコン活用とリスク管理

安全互助会の事務処理には、パソコンは欠かせないものとなっています。そのため事務遂行に当たり、加入者名簿、出納簿、決算書類等の書類、個人情報保護や管理等には事務の確実な執行やリスク管理の観点から、最善の注意と対策が求められています。パソコンを使用する書類や情報のリスク管理のため、本会での取り組みを紹介いたします。

- 1 加入者名簿、事故受付、経理等に使用するパソコンは独立したものとし、LAN接続はしない。メールや一般の事務処理等には、別のパソコンを使用する。
- 2 緊急の停電に備え、非常用電源を設置。30分間保持。この間に処理をする。
- 3 データのバックアップとして、外付けのバックアップ機器に2重に保存する。

4 ソフト使用の一例として、エクセルの使用時にパソコンが異常終了した時、編集途中のデータが失われないようにするため、次の起動時にファイル回復用データとして表示 回復できるように設定する。

また、業務の遂行に当たっては、必要なデータをデータベース化し、年度が変わり担当者が代わっても事務に支障を来さないようにしたり、必要なデータを引き出し加工して使用しやすくしたりを進めています。パソコンは、大変便利ですが、リスク管理として、日々の管理を確実に行うよう努力しています。

（事務局長 安藤和夫）

一般財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）

共済事業開始から2年目となりました。4月中旬、全県立高等学校及び中等教育学校の安全振興会担当の先生方を対象にした事業説明会を開催し、本会の実施事業及び見舞金給付等の内容と申請手続きについて周知を図っています。現在は円滑な運営を行っております。

今回は、本会の学校安全の普及充実事業をご紹介します。

本会の事業計画及び実施状況、安全に関する情報を会員に提供する「安全振興会報」を年2回発行しています。毎年1月、新入生の保護者や全会員を対象に「安全振興会のご案内」を発行し、本会の主旨や事業を紹介しています。

毎年11月を「安全推進月間」に指定し、生徒の安全意識の高揚と学校安全の推進を図るため、「安全」または「健康」をテーマとして、作文コンクールとポスターコンクール（安全推進月間キャンペーン用及び作文コンクール作品募集用のポスター原画コンクール）を実施しています。



疋田さん、横山事務局長、浅川さん

さらに、補助事業として、県立高等学校長会、県立高等学校PTA連合会の「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の活動、県高等学校文化連盟及び県高等学校体育連盟の安全対策事業、県立高等学校PTA連合会の安全啓発事業、県立高等学校定時制通信制教頭会における安全・健康のあり方の研究に補助金を交付しています。特に、本会の補助金によるスクエアストレイト式交通安全教室（写真）は好評を博し、自転車事故件数激減に貢献しました。（事務局長 横山恵子）

スクエアストレイト式交通安全教室

PTA等共済室

- 10月 4日（土） - 5日（日） 公益社団法人全国子ども会連合会
東海北陸地区子ども会育成者研究協議会（福井大会）
- 10月 9日（木） - 10日（金） 全国高等学校安全互助会連絡協議会総会及び研究大会
- 10月23日（木） 一般財団法人横浜市安全教育振興会役員研修会
- 10月29日（水） 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟立入検査



全国高等学校安全互助会
連絡協議会・研究大会

■ 次回の文科省主催PTA等共済法研修会のお知らせ

次回の文科省主催の研修会は、次の日程で開催する予定です。詳細なご案内は、12月下旬に行う予定です。

自治体向け：監督業務2月12日（木）13時～、団体向け：認可後の適正運用2月13日（金）13時～

■ 編集後記

本号でも御紹介しましたが、財務諸表等を作成するには、対外的な目的と内部的な目的があります。財務諸表等は、ある時点又は期間の資産等の状況や損益（正味財産増減）を示しているものでありますが、「共済」と同様誰もが学び、簡単に理解できるものではありません。しかし、知らなかったでは済まされない場面は出てきます。自分の所属する法人の財務諸表を見て、客観的に把握分析でき、他の人に対して説明できるようになりたいものです。また、財務諸表は、経営判断のひとつの材料にもなります。特に公益法人（一般法人含む）の場合は収支相償の考え方もあり、非常に繊細な予算と執行管理が必要になります。重要な経営判断をするときに必要な情報を提供できるように常日頃から適正に取扱いたいものです。経営判断も他も何事もタイミングが大事だと考えます。タイミングを逃すと効果がなくなり、予想外の展開を招き、将来予期せぬ事態となることもあります。普段の生活においても、何となく自分とはタイミングが合わないな…という事があると思います。タイミングよく支援できるように努力していきたいと思っております。（PTA等共済室：学生時代は財務会計・原価計算が専門の吉谷）